

事業構想大学院大学 学則

規程第2-1号

第1章 総則

(目的)

第1条 事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。社会に新たな活路をひらき、豊かな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した未来を担う人材を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうのが本学の目的である。

(名称)

第2条 本学は事業構想大学院大学とする。

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価については、別に定めるところにより、実施するものとする。

第2章 研究科

(研究科・専攻・課程及び学生定員)

第4条 本学に設置する研究科・専攻及び課程と学生定員は、次のとおりとする。

事業構想研究科

事業構想専攻	専門職学位課程			
	入学定員	収容定員		
	120名	240名		

第3章 修業年限・学年・学期・休業日

(修業年限)

第5条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年限は5年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第8条 各学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日

(2) 春期休業日 3月1日～3月31日

(3) 夏期休業日 7月20日～9月10日

(4) 冬期休業日 12月21日～翌年1月5日

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学及び退学

(入学の時期)

第10条 本学の入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が認めた場合には、学年の途中においても、入学することができる。

(入学資格)

第11条 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規則より大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本学において専門職学位課程を受けるにふさわしい学力または実務経験があると認めた者。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に検定料をそえて提出しなければならない。

2 入学検定料は別表のとおりとする。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない事情のため6か月以上修学することができないと本学が認めた者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間及び復学)

第16条 休学期間は、通算して専門職学位課程においては2年を超えることはできない。

2 休学者は、休学した学期の試験を受けることはできない。

3 休学者は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

4 休学の期間は第5条の在学年限に算入しない。

5 休学期間中の学費については第30条第3項に定めるところによる。

(退学及び再入学)

第17条 退学しようとする者は、退学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者で、3年以内に再入学を願い出た場合は、教授会での議論を経て、これを許可することがある。この場合、退学以前の在学期間及び単位取得科目は、所定の在学年限及び単位取得科目に算入する。

3 再入学を志願する者は、本学所定の書類に再入学選考料を添えて提出しなければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の1に該当する者は、教授会での議論を経て学長が除籍する。

(1) 第5条に定める在学年限を超えた者

(2) 学費の納付を1か月以上、無届で怠り、納付しない者

(3) 第16条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

第1節 履修方法等

(授業科目)

第19条 本学の授業科目の種類は別に定めるとおりとする。

(授業及び指導)

第20条 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業及び指導によって行うものとする。

2 指導についての細目は別に定める。

(特例措置)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、教授会での議論を経て、特定の時間又は時期において授業又は指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業又は指導の特例については、別に定める。

(単位)

第22条 研究科における授業科目及びその必修科目並びに選択科目の単位数は別に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修及び単位の取得方法は、本学の履修要項に準拠するものとする。

3 授業科目に対する単位の算出は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、毎週1時間、15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習・論講については、毎週1時間、15週の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習などの授業については、毎週2時間、15週の実験又は実習をもって1単位とする。

4 入学前に他の大学院で修得した単位（科目等履修生または特別の課程履修生として修得した単位を含む。）がある場合、定められた期間内に本人が申請し教授会にて適当と認められた場合は、15単位を上限に本学の所定単位への算入を行う。単位認定及び修業年限の通算等に関し必要な事項は、別に定める。

（単位の授与）

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第2節 試験及び成績

（単位の認定及び成績の評価）

第24条 単位の認定は試験によるものとし、試験は原則として学期末あるいは学年末に、その履修した科目について筆記、口述などによって行う。ただし、論文、レポートの提出その他の方法によることができる。

2 試験の成績は、90点以上をA、90点未満80点以上をB、80点未満70点以上をC、70点未満60点以上をDとし、60点未満をFとし、Fは不合格とする。

（追試験）

第25条 病気その他やむをえない事故のために前条第1項の試験を受けなかった者には、追試験を行うことがある。

第3節 課程の修了要件

（修了要件）

第26条 専門職学位課程を修了するためには、休学、停学期間を除いて2年以上在学し、所定の科目について34単位以上を修得し、必要な演習（指導）を受け、かつ、別に定める修了審査委員会の規定に従って審査に合格しなければならない。

第4節 学位

(学位の授与)

第27条 学位の授与に関しては、別に定める事業構想大学院大学学位規程による。

(学位の種類)

第28条 専門職学位課程を修了した者には、次の学位を授与する。

事業構想修士（専門職）

第6章 学費

(学費)

第29条 本学の学費は、別表のとおりとする。

(授業料等の納入)

第30条 入学を許可された者は、入学金、授業料等を指定された入学手続き期間内に納めなければならない。

2 在学生は、授業料等を年額一括して、次の期間内に納めなければならない。

区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	3月中に一括納入
後期（10月1日から翌年3月31日まで）	

3 授業料等は休学中もこれを納めなければならない。ただし、休学期間が学則本条第2項に定める授業料等納入区分の前期または、後期の期間の全部となる場合は、その該当学期の授業料を免除する。ただし、休学を承認された者は休学在籍料として別に定める額を納入しなければならない。

4 学期の途中で復学した場合は、復学した日の属する該当学期の授業料を、その月の末日までに納めなければならない。

5 学期の途中において、学則第17条第1項の規定による退学及び第18条の規定による除籍の場合は、その退学日、除籍日の属する該当学期の授業料を納めなければならない。

6 学則第17条第2項により、再入学を許可された者は、入学金及び授業料を指定された再入学手続き期間内に納めなければならない。

7 いったん納入した入学検定料、再入学選考料及び授業料等は返還しない。ただし、学則第30条第3項の規定により、翌年度以降の学期分の授業料等を前納していた者が休学

または退学した場合には、翌年度以降の学期分の前納授業料を返還する。休学期間が学則第30条第2項に定める授業料等納入区分の前期または、後期の期間の全部となる場合は、その該当学期の授業料を返還する。また、退学時期が前期期間内である場合は、後期以降の前納授業料を返還する。

- 8 前項の規定にかかわらず、入学辞退者の学費返還については別に定めるところによる。

第7章 教職員組織

(教員組織)

第31条 本学学長、副学長のほか、本学に研究科長、専任教員を置く。

- (1) 学長は大学院の学事を掌り、所属教職員を統轄する。
 - (2) 副学長は学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。
 - (3) 研究科長は学長および副学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。
- 2 本学の授業及び指導は、本学の専任教員のうちから選任されたものが担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。
- 3 前項の教員の任免は別に定める。

(教授会とその構成員)

第32条 本学の教育に関する重要な事項を審議し、議事について決するために教授会をおく。教授会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 研究科長
 - (2) 本学の授業及び指導を担当する専任教員
 - (3) その他、学長が指名する教員
- 2 教授会の規程は、別に定める。

(教授会の招集)

第33条 研究科長は教授会を招集し、その議長となる。

(教授会の審議事項)

第34条 教授会は、学長の求めに応じ、下記事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 授業・指導、及び担当者に関する事項
- (2) 入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項
- (3) 研究の成果、修了の審査に関する事項
- (4) 学生の指導、及び賞罰に関する事項

(教育課程連携協議会)

第35条 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第36条 事務組織については別に定める。

第8章 他大学との交流

(単位互換)

第37条 教育研究上有益であると認めるときは、他大学院との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2 協定校の認定、その他協定に関する重要事項については、教授会の議を経なければならない。

(認定許容単位)

第38条 学生が協定校において履修した授業科目の単位は、10単位の限度内で専門職学位課程修了に必要な単位として認定することができる。

(研究指導)

第39条 教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な指導を受けることを認めることができる。ただし、指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第9章 科目等履修生・聴講生

(科目等履修生・聴講生)

第40条 本学の科目の履修を希望する者または聴講を希望する者に対しては、本学の教育に支障がない限り、選考の上、それぞれ科目等履修生として履修、聴講生として聴講を許可することがある。

2 科目等履修生、聴講生となることができる者は、第11条の各号の1に該当する資格を有する者及び本学において科目等履修生、聴講生として適当と認めた者とする。

3 科目等履修生、聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第10章 委託生・研究生

(委託生)

第41条 企業・行政体等から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本学の学生の教育研究に支障をきたさない限り、選考のうえ委託生として受け入れを許可することがある。

2 委託生に関し、必要な事項は別に定める。

(研究生)

第42条 本学において特定の研究課題について指導を受けようとする者については、教育研究に支障のない場合に限り、研究生として受け入れを許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

第43条 本学には、その教育研究に必要な講義室・研究室・演習室等を備えるものとする。

(図書等の資料)

第44条 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他、本学の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 学生、聴講生、委託生及び研究生は前項の図書等の資料を利用することができる。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第45条 人物及び学業の優秀な者、また学生として模範的行為があった者については、学長は教授会にはかつて、これを表彰することがある。

(罰 則)

第46条 本学則又は本学で定める諸規則にしたがわず、その他学生にあるまじき行為があったときは、学長は教授会にはかつて懲戒することがある。

2 懲戒には、戒告、停学及び退学がある。

第13章 改正

(改正)

第47条 本学則の改正は、教授会の諮問を経て理事会の承認を得なければならない。

第14章 雑則

(施行の細目)

第48条 本学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他実施について必要な細目は、別に定める。

附 則

1. 本学則は平成24年4月1日から施行する

附 則（平成25年3月26日一部改正）

1. 本学則は平成25年4月1日から施行する

附 則（平成26年11月27日一部改正）

1. 本学則は平成27年4月1日から施行する

附 則（平成27年4月18日一部改正）

1. 本学則は平成27年5月1日から施行する

附 則（平成28年3月24日一部改正）

1. 本学則は平成28年4月1日から施行する

附 則（平成29年3月23日一部改正）

1. 本学則は平成29年4月1日から施行する

附 則（平成29年9月1日一部改正）

1. 本学則は平成30年4月1日から施行する

附 則（平成30年9月1日一部改正）

1. 本学則は平成31年4月1日から施行する

附 則（2019（令和1）年8月28日一部改正）

1. 本学則は2019（令和1）年9月1日から施行する。

附 則（2020（令和2）年4月1日一部改正）

1. 本学則は2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月26日、令和3年3月24日一部改正）

1. 本学則は令和3年4月1日から施行する

附 則（令和3年8月25日一部改正）

1. 本学則は令和4年4月1日から施行する

附 則（令和6年3月9日一部改正）

1. 本学則は令和6年4月1日から施行する

附 則（令和6年6月1日一部改正）

1. 本学則は令和7年4月1日から施行する

附 則（令和7年6月1日一部改正）

1. 本学則は令和8年4月1日から施行する
2. 2026年度は経過措置で収容定員が260名となる

附 則（令和8年4月1日一部改正）

1. 本学則は令和8年4月1日から施行する

学則 別表

第29条（学費）別表

	専門職学位課程学生
入学金	200,000円
授業料（年額）	1,600,000円
検定料	35,000円
休学在籍料（半期休学）	50,000円
休学在籍料（通期休学）	100,000円
2年を超えて在籍する場合の授業料（半期）	400,000円
2年を超えて在籍する場合の授業料（通期）	800,000円

付記事項	納付した休学在籍料については、復学後の授業料に充当する。復学しなかった場合は返金しない。
------	--